

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－３－４ システムリスク</p> <p>Ⅱ－３－４－１ システムリスク</p> <p>Ⅱ－３－４－１－１ (略)</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営管理委員会会長又は代表理事は、システム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 代表理事及び理事は、<u>システム障害発生等の危機時</u>において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システムリスク管理部門は、利用者のチャネルの多様化による大量</p>	<p>Ⅱ－３－４ システムリスク</p> <p>Ⅱ－３－４－１ システムリスク</p> <p>Ⅱ－３－４－１－１ (略)</p> <p>Ⅱ－３－４－１－２ 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営管理委員会会長又は代表理事は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。</p> <p><u>(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 代表理事及び理事は、<u>システム障害等発生</u>の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) システムリスク評価</p> <p>① システムリスク管理部門は、利用者のチャネルの多様化による大量</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4) <u>安全対策</u></p> <p>① <u>安全対策の基本方針が策定されているか。</u></p> <p>② <u>定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。</u></p> <p>③ <u>系統金融機関以外の者が占有管理する端末機等（入出力装置等を含む。）を利用する資金移動取引については、コンピュータシステムの事故防止対策、不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、取引者のプライバシー保護対策が施されているか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。</p> <p>また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(4) <u>情報セキュリティ管理</u></p> <p>① <u>情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織態勢の整備、内部規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他者における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢のPDCAサイクルによる継続的な改善を図っているか。</u></p> <p>② <u>情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。</u></p> <p>③ <u>コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。</u></p> <p>④ <u>系統金融機関が利用者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。</u></p> <p><u>利用者の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>・通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ</u>  <u>・障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ</u>  <u>・ATM（店舗外含む。）等に保存されている取引ログ 等</u></p> <p>⑤ <u>洗い出した利用者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。</u>  <u>また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。</u>  <u>・情報の暗号化、マスキングのルール</u>  <u>・情報を利用する際の利用ルール</u>  <u>・記録媒体等の取扱いルール 等</u></p>
(新設)	<p>⑥ <u>利用者の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。</u>  <u>・職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与</u>  <u>・アクセス記録の保存、検証</u>  <u>・開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制 等</u></p>
(新設)	<p>⑦ <u>機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。</u>  <u>なお、「機密情報」とは、暗証番号、ID・パスワード、クレジットカード情報等、利用者に損失が発生する可能性のある情報をいう。</u></p>
(新設)	<p>⑧ <u>機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
(新設)	<p>⑨ <u>情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。</u></p>
(新設)	<p>⑩ <u>セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員（外部委託先の役職員を含む。）に対するセキュリティ教育を行っているか。</u></p>
(新設)	<p>(5) <u>サイバーセキュリティ管理</u></p> <p>① <u>サイバーセキュリティについて、経営管理委員会又は理事会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>サイバーセキュリティについて、組織態勢の整備、内部規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー攻撃に対する監視態勢</li> <li>・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報態勢</li> <li>・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) の設置</li> <li>・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等</li> </ul> <p>③ <u>サイバー攻撃に備え、次のような入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等）</li> <li>・内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID</li> </ul>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
	<p><u>の削除、特定コマンドの実行監視 等)</u></p> <p><u>・ 出口対策 (例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等)</u></p> <p>④ <u>サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p><u>・ 攻撃元の IP アドレスの特定と遮断</u></p> <p><u>・ 自動的にアクセスを分散させる機能</u></p> <p><u>・ システムの全部又は一部の一時的停止 等</u></p> <p>⑤ <u>システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</u></p> <p>⑥ <u>サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</u></p> <p>⑦ <u>インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、Ⅱ-3-5-2 (2) によるセキュリティの確保を講じているか。</u></p> <p><u>認証方式や不正防止策として、全国銀行協会の申し合わせ等には、以下のようなセキュリティ対策事例が記載されている。</u></p> <p><u>・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式</u></p> <p><u>・ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証</u></p> <p><u>・ ハードウェアトークン等でランザクション署名を行うランザクション認証</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。</p> <p>③ システムに係る外部委託業務について、委託先からの監査報告等により、リスク管理が適切に行われているか。</p>	<p><u>・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供</u></p> <p><u>・利用者のパソコンのウィルス感染状況を系統金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入</u></p> <p><u>・電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用</u></p> <p><u>・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備</u></p> <p>⑧ <u>サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</u></p> <p>⑨ <u>サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 外部委託管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。<u>また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。</u></p> <p>③ システムに係る外部委託業務 <u>(二段階以上の委託を含む。)</u> について、委託先からの監査報告等により、リスク管理が適切に行われてい</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p> <p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>④ 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</p> <p>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。特に共同センター（地区毎に系統金融機関が共同で設立した事務センターをいう。以下同じ。）の内部管理、開発・運用管理の状況について、報告を受けているか。</p> <p>さらに、システムの共同化等が進展する中、外部委託先における利用者データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>(8) データ管理態勢</u></p> <p>① <u>データについて機密性等の確保のためデータ管理者を置いているか。</u></p> <p>② <u>データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。</u></p>	<p>るか。</p> <p>特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p> <p>システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>④ 外部委託した業務<u>(二段階以上の委託を含む。)</u>について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</p> <p>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。特に共同センター（地区毎に系統金融機関が共同で設立した事務センターをいう。以下同じ。）の内部管理、開発・運用管理の状況について、報告を受けているか。</p> <p>さらに、システムの共同化等が進展する中、外部委託先における利用者データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(削る。)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>(9) <u>コンティンジェンシープラン</u> (緊急事態が発生した場合の対応手順)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>コンティンジェンシープラン</u>は、他の金融機関における<u>システム障害事例</u>や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、<u>システム障害</u>が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</p> <p>(10) <u>障害発生時の対応</u></p> <p>① <u>システム障害</u>が発生した場合に、利用者に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じているか。 また、<u>システム障害</u>の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</p> <p>② <u>システム障害</u>の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</p> <p>③ 経営に重大な影響を及ぼす<u>システム障害</u>が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。 また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切</p>	<p>(9) <u>コンティンジェンシープラン</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>コンティンジェンシープラン</u>は、他の金融機関における<u>システム障害等の事例</u>や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、<u>システム障害等</u>が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</p> <p>(10) <u>障害発生時等の対応</u></p> <p>① <u>システム障害等</u>が発生した場合に、利用者に対し無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。 また、<u>システム障害等</u>の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</p> <p>② <u>システム障害等</u>の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。</p> <p>③ 経営に重大な影響を及ぼす<u>システム障害等</u>が発生した場合に、速やかに代表理事をはじめとする理事に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。 また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表理事等自らが適切</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</p> <p>④ <u>システム障害</u>の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</p> <p>⑤ <u>システム障害</u>が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。</p> <p>また、<u>システム障害</u>の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</p> <p>⑥ <u>システム障害</u>の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</p> <p>また、<u>システム障害</u>の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</p> <p>⑦ <u>システム障害</u>の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの的な仕組みを整備しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 障害発生時</p>	<p>な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</p> <p>④ <u>システム障害等</u>の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</p> <p>⑤ <u>システム障害等</u>が発生した場合、障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。</p> <p>また、<u>システム障害等</u>の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</p> <p>⑥ <u>システム障害等</u>の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。</p> <p>また、<u>システム障害等</u>の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</p> <p>⑦ <u>システム障害等</u>の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの的な仕組みを整備しているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>Ⅱ－３－４－１－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 障害発生時</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>① コンピュータシステムの障害の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式3-22)にて行政庁あて報告を求めるとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。</p> <p>ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも<u>1か月以内に現状</u>について行うこととする。</p> <p>なお、行政庁への報告は次によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、系統金融機関が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、</p> <p>a. 預貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。</p> <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一</p>	<p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式3-22)にて行政庁あて報告を求めるとする。</p> <p>また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めるとする。</p> <p>ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、<u>1か月以内に現状</u>についての報告を行うこととする。</p> <p>なお、行政庁への報告は次によるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等</p> <p>その原因の如何を問わず、系統金融機関が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア共)に発生した障害であって、</p> <p>a. 預貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの</p> <p>c. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。</p> <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>店舗若又は近隣店舗の A T M や窓口において対応が可能な場合) を除く。</p> <p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知される等により、<u>上記のような障害が発生する可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 特に、<u>大規模な障害</u>の場合や障害の原因の解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及び店頭等における利用者対応等のコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請し、農協法第93条又は農中法第83条に基づき速やかな報告を求める。</p> <p>さらに、<u>大規模な障害</u>の復旧の見通しが不確実であり、市場取引、A T M 取引・口座振替・給与振込等の決済システムに大きな影響が生じている場合には、早期に農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出することを検討する等の対応を行う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-4-1-4~Ⅱ-3-4-3-3 (略)</p> <p>Ⅱ-3-5 インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ-3-5-1 (略)</p>	<p>一店舗若又は近隣店舗の A T M や窓口において対応が可能な場合) を除く。</p> <p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知された場合は、<u>報告を要するものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 特に、<u>大規模なシステム障害等</u>の場合や障害の原因の解明に時間を要している場合等には、直ちに、障害の事実関係等についての一般広報及び店頭等における利用者対応等のコンティンジェンシープランの発動状況をモニタリングするとともに、迅速な原因解明と復旧を要請し、農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき速やかな報告を求める。</p> <p>さらに、<u>大規模なシステム障害等</u>の復旧の見通しが不確実であり、市場取引、A T M 取引・口座振替・給与振込等の決済システムに大きな影響が生じている場合には、早期に農協法第 94 条の2若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出することを検討する等の対応を行う。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>Ⅱ-3-4-1-4~Ⅱ-3-4-3-3 (略)</p> <p>Ⅱ-3-5 インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ-3-5-1 (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>II-3-5-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 内部管理態勢の整備</p> <p>インターネットバンキングに係る犯罪行為に対する対策等について、最優先の経営課題の一つとして位置付け、経営管理委員会又は理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に<u>努めているか。</u></p> <p>また、インターネットバンキングの健全かつ適切な業務の運営を確保するため、系統金融機関内の各部門が的確な状況認識を共有し、組織全体として取り組む態勢が整備されているか。</p> <p>その際、<u>犯罪の発生状況などを踏まえ、</u>自らの利用者や業務の特性に応じた検討を行った上で、必要な態勢の整備に努めているか。</p> <p>加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>① 情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの利用者や業務の特性に応じた対策を講じているか。</p> <p>また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、セキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を<u>決定しているか。</u></p>	<p>II-3-5-2 主な着眼点【共通】</p> <p>(1) 内部管理態勢の整備</p> <p>インターネットバンキングに係る犯罪行為に対する対策等について、<u>犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、</u>最優先の経営課題の一つとして位置付け、経営管理委員会又は理事会等において必要な検討を行い、セキュリティ・レベルの向上に<u>努めるとともに、利用時における留意事項等を利用者に説明する態勢が整備されているか。</u></p> <p>また、インターネットバンキングの健全かつ適切な業務の運営を確保するため、系統金融機関内の各部門が的確な状況認識を共有し、組織全体として取り組む態勢が整備されているか。</p> <p>その際、<u>情報共有機関等を活用して、犯罪の発生状況や犯罪手口に関する情報の提供・収集を行うとともに、有効な対応策等を共有し、</u>自らの利用者や業務の特性に応じた検討を行った上で、<u>今後発生が懸念される犯罪手口への対応も考慮し、</u>必要な態勢の整備に努めているか。</p> <p>加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <p>① 情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの利用者や業務の特性に応じた対策を講じているか。</p> <p>また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、<u>効果的な対策を複数組み合わせることにより</u>セキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>② インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に関するプログラムを作成し、必要に応じて見直す体制を整えているか。特に、<u>本人認証については、個々の認証方式の各種犯罪手口に対する強度を検証した上で、個人・法人等の利用者属性を勘案し、例えば、可変式パスワードや電子証明書といった、固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式の導入を図るなど、取引のリスクに見合った適切な認証方式を選択しているか。</u></p> <p>③ <u>ホームページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。</u></p> <p>また、フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じる等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p><u>(参考1) セキュリティに関する基準としては、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などがある。</u></p> <p><u>(参考2) リスクの把握に当たって参考となるものとしては、情報セキュリティに関する検討会における検討資料がある。</u></p> <p>(3) 利用者対応</p>	<p><u>定し、迅速な対応が取られているか。</u></p> <p>② インターネットバンキングに係る情報セキュリティ全般に関するプログラムを作成し、<u>各種犯罪手口に対する有効性等を検証した上で、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>また、当該プログラム等に沿って個人・法人等の利用者属性を勘案しつつ、一般社団法人全国銀行協会の申し合わせ等も踏まえ、取引のリスクに見合ったセキュリティ対策を講じているか。</u></p> <p><u>その際、犯罪手口の高度化・巧妙化等(暗号通信を行う二者の間に第三者が割り込み、盗聴や介入する「中間者攻撃」やウェブ上で不正操作をし、送金を行う「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」など)を考慮しているか。</u></p> <p>③ <u>ウェブページのリンクに関し、利用者が取引相手を誤認するような構成になっていないか。</u></p> <p>また、フィッシング詐欺対策については、利用者がアクセスしているサイトが真正なサイトであることの証明を確認できるような措置を講じる等、業務に応じた適切な不正防止策を講じているか。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) 利用者対応</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>① インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、<u>様々なリスクについて、利用者に対する十分な説明態勢が整備されているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 利用者からの届出を速やかに受け付ける<u>体制が整備されているか。</u> また、利用者への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかに周知できる<u>体制が整備されているか。</u> 特に、被害にあう可能性がある利用者を特定可能な場合は、可能な限り迅速に利用者に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>(新設)</p> <p>④ 不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、利用者対応方針等を定めるほか、<u>真摯な利用者対応を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(参考)</p>	<p>① インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、<u>様々なリスクの説明や、利用者求められるセキュリティ対策事例の周知を含めた注意喚起等が利用者に対して十分に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 利用者からの届出を速やかに受け付ける<u>態勢が整備されているか。</u> また、利用者への周知（公表を含む。）が必要な場合、<u>速やか、かつ、利用者が容易に理解できる形で周知できる態勢が整備されているか。</u> 特に、被害にあう可能性がある利用者を特定可能な場合は、可能な限り迅速に利用者に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>④ <u>不正取引を防止するための対策が利用者に普及しているかを定期的にモニタリングするとともに、これをさらに普及させるための追加的な施策を講じているか。</u></p> <p>⑤ 不正取引に係る損失の補償については、<u>預貯金者保護法及び一般社団法人全国銀行協会の申し合わせの趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、個人利用者及び法人利用者への対応方針等を定めるほか、真摯な利用者対応を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(参考)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p><u>(1) 「インターネットバンキングにおいて留意すべき事項について」 (全 国銀行協会)</u></p> <p><u>(2) 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」 (公益 財団法人金融情報システムセンター編)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・<u>セキュリティ対策向上・強化等に関する一般社団法人全国銀行協会の 「申し合わせ」 (24年1月、25年11月、26年5月、26年7月等)</u></p> <p>・<u>インターネット・バンキングにおいて留意すべき事項について (一般社 団法人全国銀行協会)</u></p> <p>・<u>金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書 (公益財団法 人金融情報システムセンター編)</u></p> <p>・<u>情報セキュリティに関する検討会における検討資料</u></p> <p>・<u>預貯金等の不正な払戻しへの対応について (平成20年9月1日: JAバ ンク)</u></p> <p>・<u>法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに 関する補償の考え方 (平成26年7月17日: 一般社団法人全国銀行協 会)</u></p>
<p>Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(参考)</p> <p>・<u>「預金等の不正な払戻しへの対応」について (平成20年5月23日: JAバ ンク)</u></p>	<p>Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>(削る。)</p>